第6条

1.売買春の実態

(1) 売春関係事犯

ア) 検挙状況

売春関係事犯については、売春防止法、児童福祉法、職業安定法、児童買春・児童ポルノ禁止法等を適用し取締まっている。最近5年間における売春関係事犯の検挙状況は、統計資料47のとおりである。法令別の検挙状況をみると売春防止法違反が検挙件数の84.3%、検挙人員の76.4%を占めている。違反態様別では、検挙件数では「周旋等」が最も多く、次いで「契約」、「勧誘等」の順、検挙人員では「周旋等」、「勧誘等」、「場所提供等」の順となっている。

イ) 検察庁における受理処理状況

売春事犯、児童買春事犯の検察庁における受理処理状況は、統計資料48、49のとおり。

(2)外国人女性の売買・売春事犯

ア) 不法入国女性の状況

最近5年間における売春事犯に関与した外国人女性の状況は、統計資料50のとおりである。これら外国人女性は、短期滞在、興行等の在留資格で入国したり偽造旅券を使用して不法入国したりして飲食店等において売春を行っている。国籍別では、中国人が最も多く、次いでタイ、台湾、韓国・朝鮮の順となっている。稼働先別では、風俗営業店(料理店、バー等)が217人と全体の45.9%となっている。

これら女性の中には、ブローカーや風俗営業店経営者等から入国費用等の名目で高額な債務を背負わされた上、旅券を取り上げられ、売春を強要されるなどの性的搾取の被害に遭っている女性もいる。2001年中の被害女性は、5カ国65人で、国籍別ではタイの39人(対象女性総数の60.0%)が最も多く、フィリピン、台湾、インドネシア、コロンビアの順となっている。2001年中に売春等の風俗関係事犯に関与(従事)した外国人女性で性的搾取や強制労働等をさせられていたものとして19事件を摘発し、ブローカー、風俗営業店経営者等40人を検挙、65人の対象女性を確認している。

イ) 入国管理局で処理した不法就労女性の状況

2001年中に我が国が退去強制手続を執った不法就労外国人女性のうち、売春に従事していた者の数は347人である(統計資料51参照)。

〈事例 1 > 2 0 0 1年3月4日、成田空港から偽造 A 国旅券で不法入国した B 国女性は、B 国内で友人から「給料の高い日本でベビーシッターや工場で仕事をしてみないか。」と誘われて来日したが、不法入国直後から埼玉県内のマンションの一室に連れて行かれ、暴力団関係者の管理下で売春を強要された。同女は、体調不良を理由に病院へ行く途中、監視の隙を見て逃げ出し、在京 B 国大使館に助けを求め、帰国用臨時旅券の発給を受け、同大使館職員に付き添われて東京入国管理局成田空港支局に出頭した。

〈事例2>2001年6月7日、C国から成田空港に到着したC国女性は、他人名義の C国旅券を行使し上陸申請に及んだが、入国審査官に顔写真が異なることを看破され不 法入国容疑で警備部門に引き渡された。

同人の供述から東京入国管理局成田空港支局が以前から不法入国ブローカーとして注目していた日本人男性の関与が明らかとなり、同支局が千葉県新東京空港警察署に情報提供し、千葉県警察本部及び新東京空港警察署が捜査を進め、同年8月23日、引率ブローカーの日本人男性を入管法違反(営利目的の不法入国援助罪)容疑により通常逮捕した。同日本人男性は調べに対し、C国女性の引率を行い、入国後、茨城県内のスナックに230万円で売り渡し、成功報酬20万円及び交通費として3万円を受け取り、店側はC国女性に450万円の借金を負わせ、売春で返済を迫ることになっていたと供述していたものである。

(3) 多様化する売春事犯

売春事犯の形態は、依然としてピンクビラ等を公衆電話等に貼り付けたりして、客を誘引しているデートクラブ等の派遣型売春が全国的にみられるほか、風俗営業店等における各種接待業を仮装して行う売春、さらに外国人女性等が飲食店等においてホステスとして稼働しながら売春に従事したり路上において通行人を売春の相手方として勧誘して売春する事犯がある。

最近は、インターネットのホームページで宣伝したり、携帯電話いわゆる「出会い系サイト」で売春の相手方を募り、売春をしたりする事犯もみられる。

また、いわゆる「援助交際」とはもともと金銭的対価を受けることを目的とした性的な

交際を意味していたが、最近では、特に少女によるこうした行為を指す言葉として使用されており、いわゆる「援助交際」は近年急速に拡大し、少女の側の低年齢化の傾向もみられる。

最近5年間のわいせつ物頒布等事犯及びコンピュータネットワークを利用したわいせつ 物頒布等事犯の検挙状況は、統計資料52、53のとおりである。

わいせつ物頒布等事犯については、ビデオ販売店におけるわいせつビデオ販売事犯やチラシ等で宣伝し、郵便局の代金引換制度等の配達方式による販売事犯が目立っているが、 最近では、インターネットを利用してわいせつな画像を送信したり、ネットオークション を利用してわいせつビデオを販売したりする事犯が新たな形態の事犯として増加傾向にある。

2. 売春及び性的搾取の問題の範囲、及び売春に従事した女性又は売買及びその他の形態の性的搾取を受けた女性を保護するためにとられた措置(刑罰規定、防止及び社会復帰措置を含む)とこれらの措置の効果について

(1)児童買春等の防止

ア) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

1994年に批准された児童の権利に関する条約では、児童はあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護されることが定められている。同条約の精神を踏まえ、より一層児童の保護を図るため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)が1999年5月に成立し、同年11月から施行されている。同法においては、児童を18歳に満たないものと定義し、児童買春、その周旋・勧誘、児童ポルノの販売、頒布、公然陳列等、児童買春の相手方とする目的での児童の売買などを処罰するとともに、これらの行為により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等について定めている。少女を相手方とする買春行為および児童ポルノについては、少女のその後の健全育成に悪影響を与えるおそれがあることから、同法をはじめ、現行の関係法令(条例を含む)を最大限に活用した取締りに努めている。

児童買春等の国外犯の取締りについては、外国の捜査機関との緊密な捜査協力等により積極的な事件化に努めており、同法施行後2001年末までに3事件9人を検挙した。さらに、事件の摘発を実効あるものとするため、2001年12月、横浜市で開催された「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」において、国際捜査協力の強化を目的としたワークショップを開催するとともに、2002年1月、国外犯捜査に関す

る全国捜査会議を開催した。

また、インターネットを利用した児童ポルノ事案に対しても外国の捜査機関と連携した取締りを行っている。

イ) 第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議の開催

我が国は、児童買春、児童ポルノといった商業的な性的搾取の根絶に向けた国際社会の取組を促進するため、2001年12月17~20日、横浜において「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(我が国、国連児童基金(UNICEF)、エクパット・インターナショナル及び児童の権利条約NGOグループ共催)」を開催した。

この会議では、全体会合における各国政府、国際機関等によるステートメント、3つのパネル討論、NGO等の主催による107のワークショップ、「子ども・若者ラウンド・テーブル」などが開催され、136カ国の政府(うち閣僚級52)、国外NGO148団体、我が国NGO135団体及び23の国際機関、国内外の子ども・若者90名等、総計3050人が参加し、6つの主要テーマ(「児童ポルノ」、「児童の性的搾取からの予防、保護及び回復」、「児童の密輸」、「民間セクターの役割と関与」、「立法と法執行」及び「性的搾取者」)について、活発な議論と情報・意見交換が行われた。

会議最終日には、児童の商業的性的搾取の根絶に向けた更なる取組を呼びかける宣言 「横浜グローバル・コミットメント」がコンセンサスにて採択されたほか、会議に参加 した子ども・若者による最終アピールが発表された。

この会議は、子どもをテーマとする21世紀最初の大規模な国際会議となったことから、子どもたちを性的搾取から保護し、人類の未来の担い手となる子どもたちの尊厳と幸福を確保するための国際社会の取組を一層促進するための重要な機会として、国内外より高い関心が寄せられた。また、会議の開催形態を政府、国際機関及びNGO2団体の共催とすることにより、国際機関及び国内外のNGOの積極的かつ主体的な参加が得られたほか、政府、国際機関、NGOが一同に会することにより、この会議は関係者全ての協力やネットワーク作りを促進する場となった。

また、日本政府は、2002年5月10日に「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」に署名し、児童の権利の更なる保護及び促進に積極的に取り組む我が国の姿勢を国際社会に示した。

(2) 外国人女性の売買・売春の防止

ア) 現行法制

外国人女性の性的搾取等事案に対しては、出入国管理及び難民認定法、職業安定法、 売春防止法等の関係法令を適用して国際犯罪組織であるブローカー組織及び女性の受入 店舗となっている風俗店等の取締りを積極的に推進している。

イ) 入国管理局における対策

出入国管理行政の面から、いわゆる人の密輸や売春強要(管理売春)等の犯罪に対抗するためには、入管法違反者から遡り、その背後に存在する悪質なブローカーを洗い出す以外に接近方法が少ないのが実情である。入国管理局では、売春を含め、不法就労を企図して我が国への入国を図る者に対する入国審査等の厳格化に努めるとともに、ブローカーに引率されるなどして不法入国を図る事案の背後関係の追及に努め、警察等捜査機関と協力して、いわゆる人の密輸に代表される売春強要、人身売買等の犯罪の早期発見と厳正な対処に努めている。また、入国管理局においては、警察等との合同での不法滞在者の摘発を強力に押し進めるとともに、ブローカーに引率されるなどして不法入国を図る事案の背後関係の追及に努め、不法入国・不法滞在者の退去強制手続の過程で人身売買や売春強要等人権侵害に当たる情報を入手した場合には、入国管理局には司法警察権がないことから、警察等捜査機関に通報・告発し、介在する悪質なブローカーの摘発に協力している。

また、入国管理局においては、退去強制手続を執る過程で賃金の不払い、労働災害などの事実が判明したときは、雇用主あるいは労働基準監督署に連絡するなど退去強制手続を受ける者の権利救済にもできる限りの配慮をしている。

ウ) トラフィッキングに対する国際的な取組

1995年6月のハリファックス・サミットにおいて設置が決定された通称リヨン・グループは、国際組織犯罪対策について幅広い議論を行ってきており、また、その下に設置した小委員会において、人の密輸に関する「原則と行動計画」を策定した。この「原則と行動計画」は、1999年10月のモスクワのG8司法・内務閣僚級会合において、人のトラフィッキングに対処するための「『人の密輸』と闘うための原則と行動計画」(仮訳)として承認された。

他方、国連では、1998年12月の国連総会決議に基づきアドホック委員会を設置 して包括的な国際組織犯罪対策を目的とする条約の作成を目指し、その一環として、人、 特に女性と児童のトラッフィキングの予防、抑圧及び処罰を目的とする議定書について協議した。我が国は、実効的な内容の条約が早期に合意されるよう、国連アドホック委員会における議論に積極的に参加した。

そして、2000年11月、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(仮称)」 は国連総会で採択され、同年12月、我が国はこれに署名した(未発効)。3つある関 連議定書のうち、「人の密輸」に関する議定書(仮称)も同年11月に国連総会で採択 された。我が国は、現在、国内法との関係などを検討しているところである。

我が国はトラフィッキング対象者の送り出し国ではなく入国する国となっているが、これまで我が国はアジア太平洋地域のトラフィッキング中継国や同送り出し国の法執行・出入国管理当局との間で、人のトラフィッキングの防止や捜査、取締りの強化のための協力を推進してきた。例えば、アジア諸国の法執行当局の能力向上を目的として、国際組織犯罪捜査の諸問題について意見交換を行うセミナーを行ったり、捜査技術に関する専門家派遣、機材供与なども行ってきた。

こうした中で、2000年1月、東京において、外務省はアジア太平洋地域各国からの出席を得て、人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム (Asia-Pacific Symposium on Trafficking in Persons)を開催し、活発な議論を行った。

また、2002年2月には、インドネシアで「人の密輸・不正取引及び関連の国境を 越える犯罪に関する地域閣僚会議」が開催され、我が国よりも杉浦外務副大臣が出席し、 積極的に議論に参加した。

(3) 多様化する売春の防止

我が国では、1980年代前半、性を売り物とする新しい形態の営業が次々と出現し、 善良の風俗及び少年の健全な育成に多大な悪影響を与えるようになった。このため、19 84年に風俗営業取締法(現在の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律。以 下、「風営適正化法」という。)を改正して性を売り物とする5種類の営業(統計資料5 6参照)を性風俗特殊営業(風営適正化法改正後の性風俗関連特殊営業)と定義し、届出 制を導入するとともに、従前からの営業禁止区域等の規制に加え、年少者に関する各種行 為及び客引きを禁止し、広告、宣伝及び営業時間の制限等の規定を設けるなど規制を大幅 に強化した。また、無店舗型の性を売り物とする営業が増加し、かつ、多様化している現 状にかんがみ、1998年4月、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業 に対する規制の新設を含む風営適正化法の一部改正が行われた。 さらに、2001年6月20日に公布された同法改正の内容は、いわゆるテレホンクラブに対する規定の整備、映像送信型性風俗特殊営業に関する規制の強化等を内容としたものであり、テレホンクラブに対する規制については2002年4月1日から施行されている(その他の規制は既に施行済み。)。いわゆる「援助交際」に対しては、相手方等の大人に対する取締りの徹底を図るとともに、同法の改正によるこうした行為の温床となっているテレホンクラブ営業に関する必要な規制、被害少女に対する継続的な指導等の実施等を行っているほか、最近では出会い系サイトがこうした行為の新たな温床となっていることから、出会い系サイトを含めて、犯罪の被害に遭わないよう広報啓発活動を行っている。

なお、性風俗特殊営業(風営適正化法改正後の性風俗関連特殊営業)で法として規制されているもの以外で、いわゆる性を売り物としている営業のうち、専ら売春を目的とした営業については、売春防止法等の規定を活用して徹底した取締りを行っている。

(4)途上国へのセックス観光

旅行業法第13条第3項においては、旅行地の法令に違反する行為を行うこと及び旅行地の法令に違反するサービスの提供を受けることに旅行業者が関与すること等を禁止しており、更に、政府においては、日本人海外旅行者の不健全な行動に関与したことが明らかな旅行業者については業者名等を公表すること等を内容とした通達を発出している。

また、1999年11月に「児童買春、児童ポルノに係る行為などの処罰及び児童の保護などに関する法律」が施行されたのを受け、政府においては、旅行業界に対し、同法の周知及び同法に関する情報提供を行うことを要請する旨の通達を発出し、業界内の意識啓発を行っている。なお、旅行業協会においても、各研修を通じて、旅行会社の従業員に対する教育を行うとともに、パンフレットの配布、広報誌への掲載等の周知活動を行っている。また、国際観光振興会においても、ホームページ、FAXサービス等を通じて周知活動を行っている。

3. 啓発活動・性教育等 第12条で記述する。

4. 売春に従事した女性に対する保護

(1)要保護女子の保護更生

売春防止法において、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(要保護女子)の保護更生に関する事項を規定しており、具体的には、婦人相談所、婦人相談員、婦

人保護施設が規定されている。

婦人保護事業においては、昨今の社会経済状況等の変化を踏まえ要保護女子の範囲について、売春経歴を有する女子のほか、家庭関係の破綻、生活の困窮、性被害等社会生活を営むうえで困難な問題を有しているなどの女子が、将来売春を行うことがないよう、その未然防止の見地から保護、支援している。

婦人相談所では、要保護女子に対し、各般の相談に応じるとともに、必要な調査、判定等を行い、附属する一時保護所において婦人保護施設への入所等の措置がとられるまでの間、または、短期間の更生指導が必要な場合等において一時的な収容保護を実施している。

婦人相談員は、都道府県知事及び市長が委嘱し、婦人相談所、福祉事務所等に配置され、 要保護女子の相談、指導を行っている。

婦人保護施設は、全国に51カ所設置されており、入所者に対し、生活指導、職業訓練等を行っている。また保護された女子は、就職、自営、帰宅、帰郷、他機関・施設への移送等の理由により退所している。

(2) 少女への支援

児童買春を許さない社会づくりに向け、児童の権利保護を図るための広報啓発活動について、関係機関と協力した取組を行っている。

また、児童買春の被害に遭った少女が安心して警察に相談したり届け出たりすることができる環境や体制を整備して被害の潜在化の防止を図るとともに、精神的打撃を受けた被害少女については、その打撃を軽減し早期立ち直りを図るため、専門の職員がカウンセリングの実施等により継続的な支援を行う体制を整備している。心身ともに未成熟な少女が性犯罪や性的虐待等の被害を受けた場合、それによって受けるダメージは、大人に比べて非常に大きく、その後の健全育成に悪影響を与えるおそれがあることから、少女が立ち直りやすいよう、家庭を含む周囲の環境を調整したり、適切な助言・指導やカウンセリングを行ったりするなど、精神面及び環境面の継続的な支援を行っている。これらの支援活動は、少年補導職員や少年相談専門職員が中心的な担い手となり、部外専門家である「被害少年カウンセリングアドバイザー」や地域ボランティアである「被害少年サポーター」等の協力を得て推進している。

(3)外国人女性の保護

売春強要等の性的搾取の被害に遭っている外国人女性については、関係機関、女性の保護・支援活動等を行っているNGO等と連絡を取り合って対処している。